

継続

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(平成34年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成34年3月31日まで) |

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 1 1 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の成立により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録から暴力団員等を排除する規定が整備され、平成23年10月20日から施行されることから、今般、警察庁と厚生労働省及び国土交通省においては、下記のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本通達に並行して、厚生労働省老健局高齢者支援課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長連名で「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の概要

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業とは

サービス付き高齢者向け住宅事業とは、高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業をいう（高齢者住まい法第5条第1項）。

(2) 登録について

サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームを構成する建築物ごとに、都道府県知事（高齢者住まい法第77条の規定により、指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）の登録を受けることができる（高齢者住まい法第5条第1項）。

登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力

を失う（高齢者住まい法第5条第2項）。

登録は、任意であるが、登録を受けた事業者は、補助金の交付や必要な融資を受けることができるほか、税制上の優遇措置がある。

2 暴力団排除に関する規定

(1) 登録拒否要件

都道府県知事は、登録を受けようとする者※が、次のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するとき、その登録を拒否しなければならない（高齢者住まい法第8条第1項）。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

また、登録を受けようとする者は、登録申請時において、登録を受けようとする者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととされており（高齢者住まい法第6条第2項及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第7条第11号）、これに虚偽の記載があるときも登録が拒否される。

(2) 登録の取消し

都道府県知事は、登録事業者※が、登録拒否要件に該当するに至ったときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない（高齢者住まい法第26条第1項）。

※ 登録を受けようとする者及び登録事業者は、その者のほか、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人、法人の場合の役員及び事務所の代表者である使用人、個人の場合の事務所の代表者である使用人を含む。

3 厚生労働省及び国土交通省との合意事項

別添「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」のとおり。

4 都道府県警察における照会回答、通知の対応

(1) 照会回答

都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録を受けようとする者又は登録事業者について、登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課長の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（合意書1(1)、別記様式第1号）により照会を行う。

よって、照会を受理した暴力団対策主管課長は、必要な調査を行った上、速やかに回答書（合意書1(3)、別記様式第2号）により回答すること。

なお、照会は、照会書に電磁的記録媒体（照会対象者のカナ氏名、漢字氏名、生年

月日及び性別を警察庁と厚生労働省及び国土交通省との間で定めたデータ形式（CSV形式）で入力されたもの。）を添えて行われることもある。

(2) 通知

暴力団対策主管課長は、照会を受けた場合のほか、登録を受けようとする者又は登録事業者について、登録拒否要件に該当する事由を認めるときは、該当する登録制度主管課長に対し、文書により通知するものとする（合意書2、別記様式第3号）。

よって、暴力団対策主管課長は、登録拒否要件に該当する者を認めるときは、積極的に通知すること。

3 留意事項

(1) 登録制度主管課長との連携

暴力団対策主管課長は、登録事業者から暴力団員等を排除するため、登録制度主管課長と相互の連携を図ること。

(2) 排除の徹底及び事件検挙

暴力団対策主管課長は、登録制度主管課長からの意見聴取に的確に対応することはもとより、あらゆる活動を通じて不適格事業者の把握に努め、登録制度主管課長への通知を的確に行い、その排除の推進を図ること。

また、暴力団員等による不正な登録による補助金の不正受給に関する事案を認知したときは、迅速かつ的確な捜査を推進すること。

(3) 保護措置

暴力団対策主管課長は、登録制度主管課長から要請又は相談を受理した場合は、登録制度主管課長と連携の上、関係職員の保護等必要な措置を講ずること。

(4) 情報管理

暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付は、原則として手交により行うこととするが、遠隔地であるなど手交により難しい特段の事情がある場合は、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長が協議の上、郵便書留による送付を行うことができる。

いずれの場合においても、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理について、万全を期すこと。

(5) その他

合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、暴力団対策主管課長及び登録制度主管課長において、その都度協議の上、決定し、その結果を警察庁宛て報告すること。

本件担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

暴排担当 多田警視 800-4552 藤井警部 800-4557

【継続措置状況】

初回発出日：平成23年10月7日

（有効期間：平成31年3月31日）

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第213号
老高発第1007第2号
国住心第41号
平成23年10月7日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
露 木 康 浩

厚生労働省老健局高齢者支援課長
深 澤 典 宏

国土交通省住宅局安心居住推進課長
山 口 敏 彦

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省及び厚生労働省は、下記のことについて合意する。

記

1 照会手続

(1) 都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、次に掲げる者（以下「登録申請者等」という。）について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第8条第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課長の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

①高齢者住まい法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者

②高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者

(2) 登録制度主管課長は、前記(1)による照会に電磁的記録媒体を用いることができる。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。

(3) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、速やかに調査の上、登録制度主管課長に対し、文書（別記様式第2号）により回答する。

2 通知手続

暴力団対策主管課長は、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 措置の通知

登録制度主管課長は、登録拒否要件に該当する旨の前記(3)に規定する回答又は前記2の通知を受けた場合は、登録の拒否等を行い、当該措置を講じた旨を、別記様式第4号により暴力団対策主管課長に通知するものとする。

4 保護措置

暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、登録制度主管課長が登録の拒否等を行う場合において、登録制度主管課長から要請、相談等を受けた場合は、登録制度主管課長と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付については、原則として、手交を持って行うものとする。ただし、暴力団対策主管課長の所在地と登録制度主管課長の所在地が遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができる。

いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達防止、外部への漏洩防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長とは、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、登録制度主管課長は国土交通省住宅局安心居住推進課長及び厚生労働省老健局高齢者支援課長に対してそれぞれ報告するものとする。

以上

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」
に基づく照会について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）に基づき、下記の当該合意書に規定する登録申請者等が登録拒否要件に該当するか否かについて照会します。

記

1 照会対象

(1) 登録申請者等

- ①商号、名称又は氏名
- ②住所
- ③事務所の名称
- ④事務所の所在地

(2) 照会対象者

- ①登録申請者等との関係（役職名等）
- ②氏名（読み仮名）
- ③生年月日
- ④性別
- ⑤その他

※照会対象者が複数存在する場合には、それぞれについて記載する。

2 申請年月日等

(1) 申請年月日

(2) 種別

登録／登録（更新）／登録事項等の変更の届出／登録事業者の地位の承継の届出

3 照会を必要とする理由

別記様式第2号（回答）

文 書 番 号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」
に基づく回答について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）に基づき、平成 年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象登録申請者等

- ①商号、名称又は氏名
- ②住所
- ③事務所の名称
- ④事務所の所在地

2 照会に係る調査結果

○該当した場合

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第〇号に該当する事由があると認められる。

※第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

○該当しない場合

該当する事由があると認められない。

3 その他（※必要により記載）

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」
に基づく通知について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等

- ①商号、名称又は氏名
- ②住所
- ③事務所の名称
- ④事務所の所在地

2 理由

上記登録申請者等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第〇号に該当する事由があると認められる。

※第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

3 その他（※必要により記載）

〇〇警察本部暴力団主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

暴力団員等に係るサービス付き高齢者向け住宅事業の {登録の拒否/登録の取消し/補助金の不交付決定/補助金の交付決定の取消し及び返還請求} について (通知)

平成〇〇年〇月〇日付け (文書番号) で {回答/情報提供} のあった下記の者に係る {サービス付き高齢者向け住宅事業の登録/社会資本整備総合交付金によるサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金の交付} については、平成〇〇年〇月〇日付けで {登録を拒否する/登録を取り消す/補助金の不交付決定を行う/補助金の交付決定の取消し及び返還請求を行う} こととしたので通知します。

記

- 1 措置を講ずることとした登録申請者等
 - ①商号、名称又は氏名
 - ②住所
 - ③事務所の名称
 - ④事務所の所在地

- 2 その他 (必要により記載)